

(様式第 2 号)

仕様書に対する質問・回答書

公 告 番 号	美作局地第 2 0 0 6 号
業 務 名	インフルエンサーを活用した関西圏への情報発信事業
質 問 事 項	投稿する SNS はインスタグラムを想定されていると思いますが、インスタグラム以外の SNS への投稿をすることは可能でしょうか。
回 答	インスタグラム以外への投稿をすることは認められます。 ただし、インスタグラムへの投稿は必須としてください。